

3-5 管理情報の記録

- 施設管理者は、定期点検及び健全性の診断の結果並びに措置の内容等を記録し、当該施設が利用されている期間中は、これを保存する。
- 農道の保全対策を適切かつ効率的に実施するため、原則として施設管理者は農道の基礎諸元、過去の点検結果とその評価、保全対策の履歴等の管理情報についてデータベースを構築するとともに毎年度更新する。
- 施設管理者に代わって別の者が点検診断及び保全対策を実施する場合は、上記の情報を施設管理者に共有する。

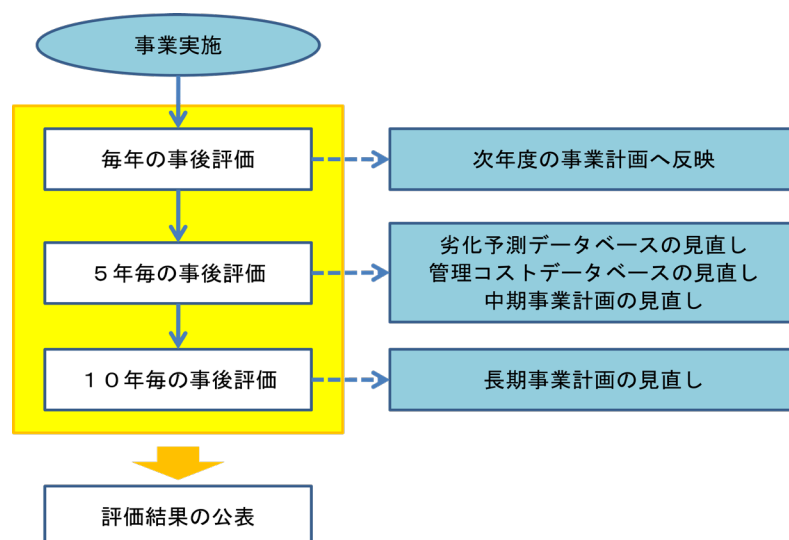
- ・ 管理情報の記録

- ① 定期点検等の結果は、保全対策計画を立案する上で参考とする基礎的な情報であり、適切な方法で記録し、蓄積しておかなければならない。
- ② また、農道の保全対策は劣化の進行を踏まえて、より効率的な保全対策を比較検討し選択するものであるため、構造物諸元、保全対策の履歴、日常管理状況、点検結果等の情報が検討にあたっての重要な情報であり、これらの情報を構造物毎に収集・蓄積し、一元的に管理し、データベースを構築することが重要である。
- ③ このデータベースにより、的確に構造物の状況を把握し、日常管理や点検の効率化が図られ、劣化予測の精度の向上等に活用できる。
- ④ 保全対策の履歴、日常管理状況、点検結果等の情報を毎年更新するとともに、データベースを容易に更新、検索、編集できるようにしておくことも有用である。

【表-27 保全対策において重要となる基礎情報】

情報の種類		項目	参考となる資料	
路線名		対象路線名	農道台帳等	維持管理において必須の情報（造成時に整理）
管理者・造成主体		農道管理者、農道造成者、譲与年月日等	農道台帳、財産管理関係契約書等	
施設諸元	路線属性	路線の種類（広域・一般等）、延長、測点等	農道台帳、設計書、出来高図面	
	事業経緯	造成事業の目的・経緯、開始・竣工年、総事業費	事業計画書、工事誌・事業誌、農道台帳等	
	道路構造	車線数、幅員、構造物（橋梁、トンネル等）の有無、構造物の形式等	農道台帳、設計書等	
	沿道条件	沿道状況、農家戸数	設計書、事業計画書等	
	交通条件	総交通量、計画交通量、設計速度	設計書等	
	設計法	設計基準	設計書等	
	材料条件	構造物の材料（舗装材、橋梁部材、トンネル部材）	設計書等	
	構造設計値	舗装構成、材料強度等	設計書等	
防災計画		緊急輸送道路	緊急輸送道路ネットワーク計画、地域防災計画	保全対策の実施において必要となる事項
第三者への影響		跨道橋、跨線橋	緊急輸送道路ネットワーク計画、地域防災計画、農道台帳	
保全対策の履歴		過去の保全対策の履歴（施工年、施工範囲、工法、工事費等）	保全対策記録簿、個別施設計画等	
日常管理状況		管理体制、管理費、日常点検状況	日常点検票、管理日誌	
点検結果		点検結果、点検結果の評価	点検結果票、個別施設計画等	対策工法の検討等に必要となる情報（状況に応じて整理）
その他	供用状況	交通量、車両状況、事故発生歴等	既往の調査結果、聞き取り	
	供用環境	地質条件（軟弱地盤、地滑り、地下水位）、周辺利用環境（市街化の進展等）	設計書、既往調査結果等	
	地域特性	気象条件（気温、降水量、積雪量、凍上指数）、構造物設置環境（塩害可能性等）等	アメダス、地図情報、公表データ等	

- ・ 保全対策の合理化、効率化を目的として、定期的に事後評価を行い、保全対策計画の策定方法や保全対策事業の進め方について、妥当性を検証する。また必要に応じて、点検計画等の見直しを行い、個別施設計画を更新する。



【図-13 事後評価（例）】

(参考) 用語の定義

本手引きで使用している各用語の定義を以下に示す。

用語	定義	解説
長寿命化	農道の点検・診断に基づく保全対策により現在の耐用年数を延伸する行為	
保全対策コスト	農道を供用し、機能を要求する性能水準以上に保全するために必要となる建設工事費、補修・補強費等の経費の総額	
耐用年数	農道の交通機能や空間機能等が低下することなどにより、必要とされる機能が果たせなくなり、当該農道が供用できなくなるまでの期間として期待できる年数	施設管理者が通常行う標準的な施設管理や軽微な補修等を行うことによって、実現される耐用期間の平均的な年数。標準耐用年数とは直接関係しない。日常管理費の増加などによる経済的不利の発生、営農形態の高度化等による施設に要求される機能・性能の向上などで施設の陳腐化が急速に進めば標準耐用年数よりも短い場合もある。
標準耐用年数	「土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について（昭和60年7月1日60構改0第690号）」で示されている施設区分、構造物区分毎の設計時に規定した供用目標年数。	左記の通知は、所得税法及び法人税法の減価償却資産の償却期間を定めるため財務省令で定められたものを基礎として、農林水産省が定めたものの。 税法上の減価償却期間を規定するものであることから、耐用年数の検討の目安として活用できる。しかしながら、必ずしも供用できなくなるまでの標準的期間でないことに留意が必要。 本来であれば、施設の重要度等に応じて、要求性能と設計耐用年数（設計時において施設がその目的とする機能を十分果たさなければならないと想定した期間）を設定して設計を実施すべきである。設計耐用年数を設定するためには、劣化メカニズムの解析や調査データなどから劣化予測を行い、施設の劣化期間を把握する必要がある。しかしながら、現時点では劣化期間を把握することは難しいことから、当面設計耐用年数は標準耐用年数を準用して設定するものとする。ただし、個別に設定できる場合はこの限りではない。
施設の機能	施設の設置目的又は要求に応じて、施設が果たすべき役割、働きのこと。	農道では、交通機能、空間機能、環境保全など。
施設の性能	施設が果たす役割（施設の機能）を遂行する能力のこと。	性能は、その能力を数値で示すことができる。農道の交通機能を遂行する能力である、輸送性、安全性、走行性など。

用語	定義	解説
性能低下	経時的に施設の性能が低下すること。	構造物の変状やその他の要因により、施設機能を発揮する能力である性能（安全性、走行性等）が低下していること。
点検	農道の変状や異常について近接目視等により状態の把握を行うことをいう。必要に応じて実施する、近接目視に加えた打音、触診、その他の非破壊検査等による状態の把握を含む。	日常点検、定期点検、異常時点検、詳細点検に区分される。
健全性の診断	定期点検において、次回定期点検までの措置の必要性についての所見を示すもの	所見の内容を定期点検要領に基づき、健全度区分に分類する。
変状	初期欠陥、損傷、劣化を合わせたもの。	施設が健全な状態で本来期待されている機能や状況と比較して、異なっている状況。具体的には、ひび割れ、剥離、欠損などの状態。 「異状」に近い概念であるが、施設に求められる性能が低下しているか否かという評価を必ずしも含まない。
劣化	立地や気象条件、使用状況等に起因し、時間の経過とともに施設の性能低下をもたらす部材・構造等の変化。	
損傷	偶発的な外力に起因する欠陥。	時間の経過とともに施設の性能低下が起きたものでないもの。衝突や地震等に起因する欠陥。
保全対策計画	性能指標や健全性について管理水準を定め、それを維持するための中長期的な手法をとりまとめたもの。	
保全対策	保全対策計画に基づく工事等のこと。	
予防保全	当該施設に求められる性能が、管理水準以下に低下する前に、リスク管理を行いつつ、保全対策コストの低減、リスク軽減等の観点から、経済的に耐用年数の延伸を図る目的で実施する対策。	
事後保全	当該施設に求められる性能が、管理水準以下に低下した後に実施する対策。	当該施設の機能に支障が生じた後に対策を講じること。
補修	主に施設の耐久性を回復又は向上させること。	劣化の進行を抑制したり、部分的な施設の欠損等を実用上支障のない程度まで回復又は向上させることで、施設の寿命を長くすること。 施設の一部に対する行為に関する概念。修繕と同義。耐久性（構造物の劣化に対する抵抗性）を回復もしくは向上させることで、構造的耐力（力学的性能）の向上を必ずしも伴うものではない。

用語	定義	解説
		なお、補修・補強については、性能を回復する行為を補修、性能を向上させる行為を補強と定義する考え方もあるが、本手引きでは「コンクリート標準示方書維持管理編(平成 25 年版)」の記述も参考に左記のとおりとした。
補強	主に施設の構造的耐力を回復又は向上させること。	コンクリート増厚、強化繊維素材の貼付け等がこれにあたる。施設の一部に対する行為に関する概念。
改修	失われた機能を補い、又は新たな機能を追加すること。	更新は既存の施設を撤去し新しいものを建設することを念頭に置いているが、改修は必ずしも既存施設が撤去されることを前提としていない点が異なる。
更新	施設又は設備を撤去し新しく置き換えること。なお、施設系全体を対象とした場合は、施設系を構成する全施設を更新する場合だけではなく、補修、補強等を包括して行うことも更新という。	
措置	定期点検結果や必要に応じて追加で実施する各種の調査結果に基づいて、農道の管理者が、農道の機能や性能の維持・回復を目的に、監視や保全対策を行うことをいう。	定期的あるいは常時の監視、保全対策(補修・補強等)、撤去など。また、緊急に対策を講じることができない場合などの対応として、通行規制・通行止めなどがある。
監視	保全対策を実施するまでの期間、農道の管理への活用を予定し、予め決めた箇所の挙動等を追跡的に把握することをいう。	
記録	定期点検、措置の検討等のために追加で行った各種調査の結果、措置の結果について、以後の保全管理の記録することをいう。	